

わが子を加害者にも被害者にもさせない！

高校生が加害者となった例

道路の右側を走行中、対向進行してきた主婦の自転車と接触し、転倒させ、死亡させた。 ➡ 損害賠償額 2,650 万円

道路交通法が改正されました。お子さんとともに確認してください。

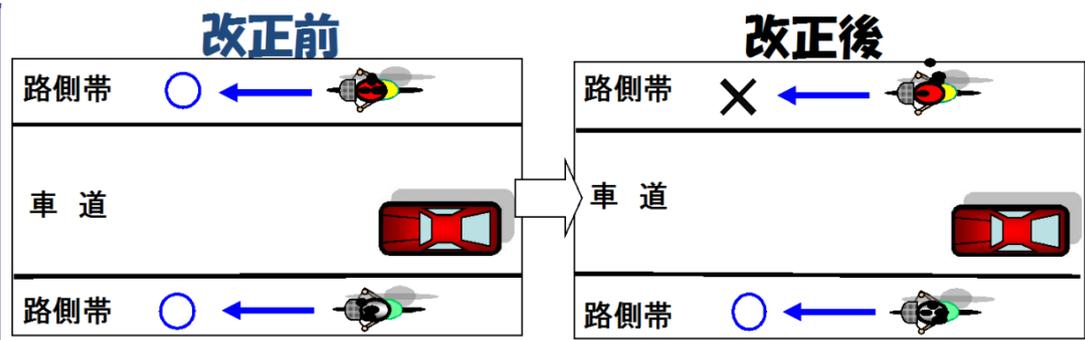
改正道路交通法施行 自転車に関するもの



平成 27 年に改正された内容はお子さんの資料にも詳しく載せてあります

平成 25 年

～自転車の通行方法（路側帯）に係る規定～



改正により 路側帯における双方向通行が禁止に
進路左側の路側帯が通行可
※著しく歩行者の通行を妨げる場合を除く

平成 27 年

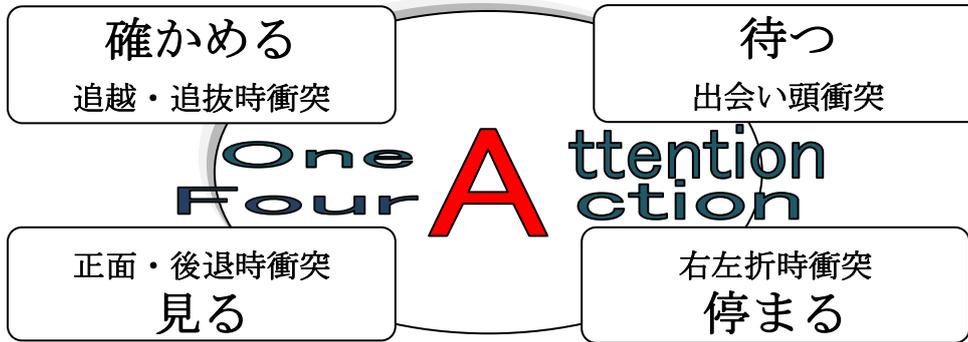
平成 27 年 6 月 1 日施行

自転車運転者講習制度がスタート！
危険行為をくり返す自転車運転者が対象
※ 講習時間 : 3 時間 ※ 講習手数料 : 5,700 円



わが子を交通事故から守る！

かもしれない運転の励行



四つの行動で、交通事故は防げます。

四ない運動について

愛知県教育委員会では、全国PTA連合会が提唱する「三ない運動」の趣旨に賛同し、それに基づき「四ない運動」として推進しています。

- バイクの免許を取らない
- バイクを買わない
- バイクに乗らない
- バイクに乗せてもらわない

“いざ”という時のために

自分が加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には、様々なものがありますので、現在ご加入の保険の補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

<参考例>

- ① 自転車による加害事故の損害賠償に特化した自転車保険
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた生活全般を補償する総合型保険
- ③ 保護者が加入している自動車保険や、火災保険、傷害保険などに、付いている個人賠償責任保険特約（家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの）
- ④ 自転車安全整備店で有料の点検・整備を受けたときに貼られるTSマークの付帯保険

区分	傷害補償		賠償責任補償
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害(1~4級)	死亡・重度後遺障害(1~7級)
青色TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円
赤色TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 5,000万円



詳しくは、左のマークを目印に、自転車安全整備店にお問い合わせください。

*赤色TSマークについては、入院15日以上の場合、一律10万円の被害者見舞金が補償されます。

初めて自転車通学をするにあたって

- ① 専門店で、自転車の点検・整備を受けておきましょう。
- ② 通学路をお子さんと一緒に自転車で走行し、危険箇所をチェックしておきましょう。
- ③ 登校にかかる時間・自転車をゆっくりこいでも間に合う時間をお子さんと一緒に確認しておきましょう。

高校生交通安全啓発資料
(保護者用)

平成27年3月
愛知県教育委員会健康学習課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 052-954-6829(ダイヤル)